

## 入札心得(指名競争入札)

### (入札の基本的事項)

第1 入札参加者は、地方自治法、同法施行令、秋田県後期高齢者医療広域連合財務規則、その他関係法令ならびに仕様書、その他契約締結に必要な条件を承諾のうえ入札してください。

### (入札の参加及び辞退)

第2 入札参加者は、入札を辞退するときは、入札の執行前にあつては「入札辞退届」を秋田県後期高齢者医療広域連合長に持参又は郵送により提出し、入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出しなければなりません。入札時刻に遅れた場合は辞退とみなしますので、時間を厳守してください。なお、入札を辞退した場合でも、これを理由に以後の指名について、なんら不利益な取扱いを受けることはありません。

### (公正な入札の確保)

第3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

### (入札の方法)

第4 入札参加者は、「入札書」を当該入札件名等を記載した封筒に入れ、指示された場所に提出してください。また、代理人による入札のときは、代表者からの「委任状」を提出してください。

### (消費税及び地方消費税に伴う入札金額の記入方法)

第5 入札書には、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額(課税事業者、免税事業者を問わず。)を記入すること。なお、落札金額及び契約金額は、入札書に記入された金額に100分の8に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とします。

### (入札書の数字及び記載事項の訂正)

第6 入札書に記載する数字は、アラビア数字を用い、数字の前には¥（円記号）を記入してください。 【例】 ¥123,000  
また、記載事項を訂正するときは、2本線を引き上部に正書のうえ押印してください。ただし、入札金額の訂正はできません。

### (入札書の引替え等の禁止)

第7 提出された入札書は、引替え又は変更、もしくは取り消しをすることができません。

(入札の中止等)

第 8 次の各号の一に該当する場合は、入札の執行を延期もしくは停止、又は中止することがあります。

- (1) 入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために協定した者があると認められたとき。
- (2) 1 回目の入札において、参加者が 1 人であるとき。
- (3) 天災地変その他やむを得ない事由により市長が認めるとき。

(入札の秩序)

第 9 次の各号のいずれかに該当する者は、入札執行者により入札執行の場所から退場させられる場合があります。

- (1) 私語、放言等をなし、入札の執行を妨げた者
- (2) 不穩の行動をなす者

(入札の無効)

第 10 次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札保証金を納付しない者、又はその金額に不足のある者のした入札
- (3) 同一の入札について、2 以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について、2 人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札
- (5) 同一の入札について、他の入札参加者の代理人となった者のした入札
- (6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (7) 入札者の記名押印のない入札、もしくは金額その他記載事項が脱落し、もしくは不明瞭で確認できない入札又は金額を訂正した入札
- (8) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

(落札者の決定)

第 11 契約の目的に応じ、予定価格の範囲内で最高又は最低の価格でもって入札をした者を落札者とします。

(くじによる落札者の決定)

第 12 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。

(再度の入札)

第 13 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を行います。

なお、再入札の結果においても不調に終わったときは、最低価格を提示した入札者と随意契約を締結するか、もしくは指名替えを行い再度の入札を行います。

(再度の入札に参加できない者)

第 14 第 10 項第 1 号から第 6 号までの規定により無効とされた入札をした者は、再度の入札に参加できません。

(契約の締結)

第 15 落札の通知を発した日から起算して 5 日以内に契約の締結をしないときは、その落札は無効となります。ただし、やむを得ない事由により書面をもってその期限の延長を願い出て承認を受けたときは、この限りではありません。

(異議の申立て)

第 16 入札者は、入札後この心得、その他入札条件等の疑義又は不明を理由として異議を申立てることはできません。

(注意事項)

第 17 入札には、代表者が参加してください。ただし、代表者が参加できない場合は、委任状に記載された代理人 2 名以内に限り参加を認めるものとします。

2 入札時に入札会場においては、一切の入退室を禁止するものとします。

3 入札時は、携帯電話等、外部と連絡がとれる機器の電源を切ってください。

(その他)

第 18 入札参加者は、関係法令及び秋田県後期高齢者医療広域連合長の指導事項を遵守するとともに、契約当事者相互の信頼関係を損なうような行為をしてはならないものとします。